

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	12	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置の延長（②森林組合関係）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 適格合併となる共同事業合併の要件 ①被合併法人と合併法人の各事業が相互に関連 ②被合併法人の従業者8割以上が合併法人に従事 ③（イ）売上金額、従業者数等の規模がそれぞれ5倍未満 又は （ロ）被合併法人の役員のいずれかが合併法人の役員となる ④被合併法人の事業が合併法人で引き続き営まれること →①～④を全て満たせば簿価合併が認められる（原則）</p> <p>・特例措置の内容 森林組合と森林組合の合併については、上記③の要件を満たさなくても他の要件を全て満たせば共同事業合併として適格合併とし、資産等の簿価による引継ぎが認められる。</p>		
関係条文	特例：措法68の2四		
減収見込額	[初年度]	－（▲77.6）	[平年度]
	[改正増減収額]		－（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 森林組合の合併については、財務基盤や業務体制の充実など経営基盤を強化する上で重要な手段であり、林業生産活動の生産性向上に取り組む意欲のある森林組合等を支援することにより、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林所有者の経済的社会的地位の向上を促進し、山村地域の経済活性化と国土の保全に資する。</p> <p>（2）施策の必要性 国内の林業は路網整備や施業集約化の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の林業活動への関心は低下するなど、国内の林業・木材産業をとりまく状況は厳しさを増している。こうした中、森林組合が施業集約化の中核的担い手としての役割を十分果たしながら経営を持続させていくためには、従来にも増して事業運営の効率化、低コスト化に努めつつ、施業集約化に取り組む体制整備を通じて、組合員の負託に応え得る健全な自立的経営に向けた抜本的な取り組みが必要とされているところ。</p> <p>また、森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定）においても、地域の森林施業や経営の担い手として重要な役割を果たすことが期待され、経営環境の変化に伴い事業体制の見直しや体質改善が強く求められており、森林組合の合併や経営基盤の強化等に向けて指導する旨規定しており、本特例措置の目的と合致している。</p> <p>一方、多数の森林組合が参加する広域合併などにおける経営規模の格差がある合併の場合には、本則の適用要件を満たせないことから、本特例措置により合併の円滑化を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	－		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 林業の持続的かつ健全な発展</p>																
	政策の達成目標	森林組合の合併による経営基盤及び組織基盤の強化																
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日まで（3年間）																
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																
	政策目標の達成状況	<p>平成19年4月（制度創設時）から平成26年3月までの間に60件の合併（合併参加組合数172組合）があり、組合数は736組合から644組合となっている。</p> <p>森林組合は着実に合併が進展しているが、材価低迷等により国内林業を巡る状況が厳しい中、事業運営の効率化等により健全な自立的経営に向けた取組が求められているところであり、森林組合系統では今後の運動方針の取りまとめに向け、合併構想の見直し、推進に向けた検討が行われており、引き続き本措置を講じる必要がある。</p>																
有効性	要望の措置の適用見込み	<p style="text-align: right;">（単位：件、百万円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度（見込）</th> <th>29年度（見込）</th> <th>30年度（見込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併件数</td> <td>3（6組合）</td> <td>4（10組合）</td> <td>5（13組合）</td> </tr> <tr> <td>特例適用件数</td> <td>2（3組合）</td> <td>3（5組合）</td> <td>3（7組合）</td> </tr> <tr> <td>減収見込額</td> <td>3.6</td> <td>0.4</td> <td>6.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>特例適用件数等については、現時点で把握している合併予定件数等に平成22～26年度までの平均適用率を乗じて算出した。</p>		28年度（見込）	29年度（見込）	30年度（見込）	合併件数	3（6組合）	4（10組合）	5（13組合）	特例適用件数	2（3組合）	3（5組合）	3（7組合）	減収見込額	3.6	0.4	6.1
		28年度（見込）	29年度（見込）	30年度（見込）														
合併件数	3（6組合）	4（10組合）	5（13組合）															
特例適用件数	2（3組合）	3（5組合）	3（7組合）															
減収見込額	3.6	0.4	6.1															
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	森林組合系統における自主的な合併の取組が行われており、本措置で後押しすることにより着実な推進が期待できる。また、平成22年度から平成26年度までに27件の合併が実現し、このうち52%に当たる14件が本特例措置による合併に該当しており、合併の促進に大きなインセンティブとなっている。																	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																
	要望の措置の妥当性	森林組合は、役員や専従職員を含め小規模零細な経営規模の組合も少なくなく、経営規模に拘わらず合併組合による資産の簿価評価や欠損金の引継ぎを認める本特例措置は、森林組合の合併再編への大きなインセンティブとなっており、効率的な組織再編が図られる。																

税負担軽減措置等の適用実績	(単位:件、百万円)			
		24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)
	合併件数	7(18組合)	3(16組合)	7(18組合)
	特例適用件数	3(9組合)	2(14組合)	4(10組合)
	減収額	2.0	1.8	21.1
<p>各森林組合において、都道府県と協議し計画性をもって導入する必要がある、特定の森林組合に偏って、あるいは、特定の地域に偏って、本特例措置を利用しているわけではない。</p> <p>また、平成24～26年度まで合併した52組合のうち33組合が本特例措置を活用していることから、適用件数は僅少とはいえない。</p>				
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	なし			
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	平成22年度から平成26年度までに27件の合併が実現し、52%に当たる14件が本特例措置による適格合併に該当しており、合併促進のインセンティブとなっている。			
前回要望時の達成目標	森林組合の合併構想の達成			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>平成19年4月(制度創設時)から平成26年3月までの間に60件の合併(合併参加組合数172組合)があり、組合数は736組合から644組合となっている。</p> <p>役職員の合併後の処遇の問題や支所のあり方等の合併後の態勢・組合運営問題、地元市町村との関係などの理由により、合併計画が遅れている組合があるが、全国森林組合連合会をはじめとした系統指導等により、関係者が一体となり推進に努めているところである。</p> <p>今後も引き続き森林組合系統の事業・組織の再編のため、本特例を活用し、合併を促進することが必要である。</p>			
これまでの要望経緯	<p>平成19年度 創設</p> <p>平成22年度 3年延長</p> <p>平成25年度 3年延長</p>			